内閣府男女共同参画局任期付職員の募集について

内閣府男女共同参画局では、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成１２年法律第１２５号）に基づき、以下の官職の募集を行います。

１．採用予定官職

職名　内閣府事務官（男女共同参画局男女間暴力対策課性犯罪・性暴力対策室調査係長）（予定）

２．職務内容

内閣府男女共同参画局は、男女共同参画社会の形成の促進を図ることを任務としており、政府全体の基本的な政策の企画立案・総合調整や、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（男女共同参画基本計画）の策定・推進などを業務としている。その中でも、性犯罪・性暴力や配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であり、被害者の性別を問わず、それらの暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっている。このため、男女共同参画局においては、暴力の根絶を図るための広報啓発等を行うとともに、被害に遭われた方々が、都道府県等の地方公共団体が設置・運営する「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を始めとする相談支援機関等に安心して相談でき、的確な支援を受けることができるよう、地方公共団体との連携・情報提供や交付金の交付等を通じた支援等を行うとともに、チャット・メールによる相談事業等の実施により、相談支援体制の充実を図っているところである。

今回募集する職員は、男女共同参画局の事務のうち、男女間暴力対策課の係長として、同課が担当する性犯罪・性暴力対策等の企画立案や実施等の事務に従事することとなる。

具体的には、主に、地方公共団体や委託事業者を通じて実施する性犯罪・性暴力被害者への相談支援等に関する事業について、デジタル技術の普及等に伴う新たな被害類型の出現や被害の若年化等の性犯罪・性暴力被害に関する動向等も踏まえつつ、当該事業の企画立案、事業実施主体等との連絡調整、実施状況の把握・分析や当該事業の実施に伴う会計事務等を担当することを予定している。なお、こうした業務に伴い、国会・議員対応が発生することもある。

このほか、その時々の課題等に対応し、暴力の防止及び被害者の保護等に関する施策の企画立案、被害等の現状や国内外の先進的な取組等の把握のための調査、関係省庁等との連絡調整、社会的な意識啓発のための広報の実施等の業務にも従事することも想定される。

３．募集人員

１名

４．応募要件

(1) 大学卒業以上の学歴を有すること。

(2) 国又は地方公共団体の官公庁、独立行政法人等の公的機関、大学・調査研究機関、企業・団体等において、概ね７年以上の職務経験を有すること。

(3) 国、地方公共団体等の公的機関（又はその委託等を受けた団体等）における業務の企画立案、実施等に関する業務に従事した経験があること。

(4) 男女共同参画に関する施策・制度や性犯罪・性暴力等の被害者の支援等に関して、学問上又は業務上の経験などを通じて、一定の知見を有すること。

(5) 業務に必要なパソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）のスキルを十分に有すること。

(6) 採用予定期間（令和８年５月１日から令和１０年３月３１日まで）にわたり、継続して勤務が可能なこと。

【注】上記(2)～(4)の基準については、すべての要件を厳密に満たす必要があるというものではなく、要件を少し満たさない項目が一部にある場合であっても、他の項目で優れた経験・能力等が認められる場合には、総合的に判断を行う。

５．応募資格

次のいずれかに該当する者は、応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第３８条の規定により、国家公務員となることができない者

・ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3)平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

６．採用形態

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第３条第２項に基づき常勤の国家公務員として採用。

７．給与

国家公務員の給与規定（「一般職の職員の給与に関する法律」等）により決定。

８．身分・服務

「国家公務員法」を適用

９．雇用期間

令和８年５月１日から令和１０年３月３１日まで（予定）。

採用から６か月間は、試用期間とし、条件付き採用期間とする。

５年を限度として任期更新の場合あり。

１０．勤務時間・休暇

勤務時間：原則として、平日午前９時３０分から午後６時１５分
（土・日・休日を除く。必要に応じ、超過勤務あり。）

休　　暇：年次休暇２０日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。翌年に繰り越し可能。）、特別休暇（３日間の夏季休暇を含む。）、病気休暇、介護休暇

１１．勤務地

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課（東京都千代田区永田町１－６－１）

１２．応募方法

＜提出書類＞

(1) 履歴書
- 市販の用紙で可。電子的に作成した履歴書の印刷物も可。
- 写真を必ず添付すること。
- 応募要件に合致する資格等があれば、記入してください。

(2) 志望理由書
- Ａ４横書き１，２００字以内

(3) 業務経歴書
- これまで従事した業務の内容を具体的に記述したもの。
- 様式自由。Ａ４横書き。
- 特にこれまでの業務に関する経験及びその職務において得た知見、成果等を重点的に記述し、４．応募要件に掲げた事項のうち、(2)から(4)までに掲げる経歴については、関連文書等を添付すること。

＜提出方法＞

郵送に限る。（封筒の表面に「任期付職員（性犯罪・性暴力対策室調査係長）応募書類」と朱書きのこと）

＜書類送付及び問合せ先＞

〒１００－８９１４　東京都千代田区永田町１－６－１
内閣府男女共同参画局総務課総務担当補佐　　担当：内野
電話番号　０３－５２５３－２１１１（内３７５０３）

＜提出締切＞

令和８年３月２７日（金）必着
※応募書類の提出に応じ、締切前であっても随時面接を行わせていただきます。

１３．選考方法

１次選考：書類選考
２次選考：面接
※　１次選考（書類選考）の結果、２次選考（面接）を行うことになった方にのみ、２次選考（面接）の日時・場所等をご連絡いたします。
※　応募書類は、返却いたしません。

１４．その他

(1) 応募の秘密については、厳守いたします。

(2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職していただく必要があります（休職は不可）。

(3) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。

(4) 採用後はマイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめカード取得の手続きをしていただくこととなります。

以　上